美浦村内小中学校の働き方改革について

美浦村教育委員会では、平成30年度、美浦村内小中学校の働き方改革として、以下の5つの取り組みを実 施することといたしました。

働き方改革に取り組むことにより、教職員が本来業務にゆとりをもって専念し、子どもたちと向き合う時 間を確保することができるよう、勤務環境の改革を進めてまいります。

学校閉庁日の実施

夏季休業期間中の8月11日(土)~16日(木)の6日間および11月13日(火)県民の日を、 各学校が学校業務を行わない学校閉庁日とする。

早期退庁日の実施

各学校で月1回以上、早期退庁日を設定し実施する。

部活動休養日の実施

部活動は、原則として週2日間休養日を設ける。

勤務時間の見える化の取り組み

時間管理の意識づけとして、勤務時間の見える化に取り組む。

5 時差出勤の実施

夏季および冬季休業期間中に、時差出勤を実施する。

※学校閉庁日は留守番電話による対応を行います。また、学校閉庁日に児童・生徒の身体生命に関わるよ うな緊急事態が発生した際は、美浦村役場にご連絡ください。

> 申請により免除または猶予と めることが困難な場合には、

■問合せ 村教育委員会学校教育課☎029-885-0340

一定額以下の方が対象とな 人・配偶者・世帯主の 納付 (|部免除) 所

※任意加入者の方は、 なる制度があります。 離職票を確認できれば、承 利用することができません 認される場合があります。 ただし、離職者の方は申請 なければ承認されません。 際にハローワーク発行 所得が一定額以下で 猶予とも所得制限 制度を

経済的な理由 |難なときは 等で国 8 る

2分の

1納付

(一部保険

料

4090円) 8分の5

4分の3納付

(一部保険料

万2260

円

8分の7

8170円) 8分の6

は月額1万6340 (平成30年度の保険料 ■問合せ 国保年金課年金係 **2**029-885-0340 が (内)116 Ж

納 付 猶 制

度

が対象となる制度です 偶者の所得 はけ 額には反映されませ 取る年金の受給資格期間に 加算されますが、 承認された期間は、 3歳未満 詳細につい 請 方法や所 方で、 一定額以下の てはお問い合 得制限の 年金受給 本人と配 基準 方

場合は、 と同じ取扱いとなります。 に保険料を納付しなかった ?除額は通常未納した場合 部納付制度の承認期間中 その未納額および

分かれます) る制度で、 ◇全額免除制度 4分の1納付 が次の額に減額されます 承認された期 一部納付(一部免除)制度 得に応じ保険 部 (一部保険 2 分 の 1 (3段階に 料

国民年余

広報みほ 平成30年6月号